## リスク管理債権情報

<貸付金> (単位:千円)

区 分	平成23年度
破綻先債権額(A)	408,054
延滞債権額(B)	2,229,313
3ヶ月以上延滞債権額(C)	32,849
貸出条件緩和債権額(D)	961,673
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	3,631,890
貸付残高(F)	6,620,889
比率(E)/(F)×100	54.86%

(注)単位未満を切り捨ててあるので、合計は端数において一致しません。

<保証債務> (単位:千円)

1 1 1 1 H = 12 1 2 3 2 3	
区 分	平成23年度
破綻先債権額(A)	91,191
延滞債権額(B)	666,473
3ヶ月以上延滞債権額(C)	6,700
貸出条件緩和債権額(D)	621,211
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	1,385,575
保証債務残高(F)	4,730,603
比率(E)/(F)×100	29.290%

(注)単位未満を切り捨ててあるので、合計は端数において一致しません。

〈求償権〉 (単位:千円)

区 分	平成23年度
破綻先債権額(A)	1,256,006
延滞債権額(B)	1,065,378
3ヶ月以上延滞債権額(C)	0
貸出条件緩和債権額(D)	0
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	2,321,384
求償権残高(F)	2,321,384
比率(E)/(F)×100	100.00%

(注)単位未満を切り捨ててあるので、合計は端数において一致しません。

破 綻 先 債 権 額 (A) 会社更生、破産、民事再生手続開始、整理又は特別清算の申立てにかかる債権の 元金残高額。

延 滞 債 権 額 (B) 自己査定における破綻懸念先と実質破綻先の債権の元金残高額。

3 ヶ月 以 上 延 滞 債 権 額 (C) 弁済期限を3箇月以上経過して延滞となっている債権の元金残高額で、破綻先債 権額及び延滞債権額に該当しないもの。

貸出条件緩和債権額 (D)

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った債権の元金残高額で、破綻先債権額、延滞債権額及び3ヶ月以上延滞債権額に該当しないもの。

(ただし、当該債務者が中小企業等である場合で、実現可能性の高い抜本的な経営 再建計画に沿った金融支援の実施により、経営再建が策定されているものについて は概ね5年後に信用リスクが正常債権となることが見込まれるため、貸出条件緩和 債権に含めていません。これに該当し、貸出条件緩和債権に含めていない債権の元 金残高は、295,329千円です。

## 貸出条件緩和債権について

奄美基金は「奄美群島振興開発特別措置法」に基づき、奄美群島における産業の振興開発を促進し、群島経済の発展に寄与するため「振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することが見からしており、保証業務と融資業務による公的金融支援により群島内の資金需要に対応しているところです。また、経済状況の悪化や、気象動向等の影響を受けて、当初約定とおりの返済が困難なご利用先については経営実態等を踏まえて、元金返済の一時据置、減額等返済条件の緩和を行い経営の維持・再建を支援しております。したがいまして、政策目的を背景とした当基金の貸出条件緩和債権と民間金融機関における貸出条件緩和債権とは、その内容、性格等において、必ずしも同じものではないことをご理解いただきたいと思います。